

<b>議案名</b>	<b>富士見市立地適正化計画審議会条例の制定について</b>
<b>制定趣旨</b>	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定するため、市長の諮問に応じ、審議する機関を設置するため条例を制定するものです。
<b>制定内容</b>	<p>(1) 設置（第1条） 立地適正化計画を策定するため、富士見市立地適正化計画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。</p> <p>(2) 所掌事務（第2条） 審議会は、市長の諮問に応じ、立地適正化計画の策定について審議し、市長に答申します。</p> <p>(3) 組織（第3条） 審議会は、委員10人以内をもって組織します。</p> <p>(4) 任期（第4条） 委員の任期は、委嘱の日から市長に答申した日までとします。</p> <p>(5) 会長及び副会長（第5条） 審議会に会長及び副会長を置きます。</p> <p>(6) 会議や関係者の出席（第6条～第7条） 会議の開催等に関する規定や、必要に応じて関係者に出席を求めることができる旨を定めています。</p> <p>(7) 庶務（第8条） 審議会の庶務は、都市整備部において処理します。</p> <p>(8) 委任（第9条） この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。</p> <p>(9) 附則 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。</p>
<b>施行日</b>	令和8年4月1日

## 富士見市立地適正化計画審議会条例

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定するため、富士見市立地適正化計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、立地適正化計画の策定について審議し、市長に答申する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の市長の諮問に対し答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中77の項を78の項とし、47の項から76の項までを1項ずつ繰り下げ、46の項の次に次のように加える。

47	立地適正化計画審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1～45	(略)			1～45	(略)		
46	都市計画審議会委員	日額	5,900円	46	都市計画審議会委員	日額	5,900円
47	立地適正化計画審議会委員	学識経験委員	日額	8,000円	47～77 (略)		
		委員	日額	3,000円			
48～78	(略)						